令和２年度第５回

立川市計画策定等調査検討会会議録

令和２年 11 月 25 日（水）

立川市福祉保健部介護保険課

■　日時：令和２年 11 月 25 日（水曜日）午後４時 00 分～５時 04 分

■　場所：立川市役所　２階　208・209会議室

■　出席者：　（敬称略）

◎	日本社会事業大学　教授	下垣　光
○	りは職人でい	南雲　健吾
	社会福祉法人立川市社会福祉協議会	鉢嶺　由紀子
	至誠特別養護老人ホーム	鈴木　篤
	市民公募（第１号被保険者）	西村　徳雄
	市民公募（第２号被保険者）	宮本　直樹

［　職員　］

保険医療担当部長	吉田　正子
介護保険課長	白井　貴幸
介護保険課介護給付係長	竹内　亜喜
介護保険課介護保険料係長	山口　智子
介護保険課介護認定係長	渡部　光生
介護保険課事業者係長	高瀬　邦也
介護保険課介護給付係	山崎　勝
介護保険課介護給付係	中内　美咲
高齢福祉課長	小平　真弓
高齢福祉課業務係長	久保田　耕一
高齢福祉課在宅支援係長	石垣　裕美
高齢福祉課介護予防推進係長	杉山　裕一
高齢福祉課地域包括ケア推進係長	伊藤　和香子

［　コンサルタント　］

（株）総合環境計画	白江　真二
	福井　瑠栞

午後４時00分　開会

【１ 開会のあいさつ】

○会長　第５回、計画策定等調査検討会を開催する。それでは初めに事務局から資料の確認をお願いする。

【２ 資料確認】

○介護給付係長　本日の協議事項に関わる資料の確認を行う。初めに、事前にお送りし、本日ご持参をお願いした資料 1「立川市高齢者福祉介護計画 第８次高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画（素案）」。次に机上には議事次第の他、素案の第６章 介護保険料の設定 50 ページと 51 ページの修正版を配布している。また、冊子の、第７期の立川市高齢者福祉介護計画も含めて、お手元にない資料があったら申し出ていただければと思う。

また、議事録作成のため、発言をされる委員には挙手をしていただき、会長から指名をされた後に発言をいただくようお願いする。事務局についても、役職名を申し上げた上でご説明等をさせていただく。事務局からは以上になる。

【３ 立川市高齢者福祉介護計画　第８次高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画（素案）】

○会長　それでは議事次第に従い、進めさせていただく。本日は協議事項１件のみとなる。立川市高齢者福祉介護計画 第８次高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画（素案）について、協議をいただきたい。事務局から説明をお願いする。

○介護給付係長　高齢者福祉介護計画の全体の素案について説明させていただく。素案について、これまで章ごとにご協議いただいた内容のうち、主だった内容をまとめたものになる。第６章 介護保険料の設定、第７章 計画の推進・進行管理を除いて、既に委員の皆さまにご承認をいただいている内容の抜粋になることをご承知いただきたい。素案について、本日の検討会と、来週の運営協議会で承認をいただいてから 12 月の議会でお示しする予定である。その後、12 月中旬からパブリックコメント、市民の方からの意見募集の実施を予定しているが、既に事前に配布させていただいている具体的なスケジュールや実施方法はまた来週、介護保険運営協議会で報告させていただく。説明は、第１・３・４・７章は高齢福祉課から、第２・５・６章については介護保険課から説明させていただく。

○介護予防推進係長　第１章について、説明する。１ページの第１章 計画の策定にあたっては表紙となる。２ページから４ページは、第１節 計画策定の背景と目的、第２節 計画の概要の一部を記載している。なお、第２節の３に当たる計画策定の経過と、第３節 計画策定に関わる制度改正等は割愛させていただいている。２ページは第１節 計画策定の背景と目的としており、一つ目に策定の背景として、今の第７期計画の策定時においては、

団塊世代が後期高齢者になる2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築が必要とされてきた。第８期ではさらに団塊ジュニアの世代が 65 歳以上になる 2040 年には前期高齢者の急増が見込まれる。地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や、世代や、分野を超え、つながる地域共生社会を踏まえて地域包括ケアシステムの深化・推進が必要と考えている。また、立川市の取組として、今の第７期計画に実施した施策の概略を記載している。

二つ目として、策定の目的として、現実の背景を見据えた上で、市の地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実を推し進め、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営めるよう、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を行い、地域共生社会の実現を目指すこととしている。

続いて、第２節 計画の概要については、一つ目に計画の位置付けとして、各種計画との関係について示している。４ページには、計画の期間として、第７次・第７期、第８次・第８期、第９次・第９期と３年ごとに見直しを行うことを示している。

続いて、15ページは第３章 計画の基本理念と基本目標となる。こちらは、第１回、第２回の検討会で協議しているので説明を省略するが、18 ページには本計画の基本理念として、「個人を尊重し、人と人がつながり、住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるまち」を記載し、19、20ページには８つに再編した基本目標を記載している。

続いて、22 ページの第４章 高齢者施策の展開に移る。第１節は、第３章の基本理念、基本目標、そして基本目標に対して展開する高齢者施策の方向性を示した施策体系図となっている。次に第２節 施策の内容では、目標ごとに、立川市の現状と課題、第８次計画の方針を記載している。24 ページでは、展開する基本施策の方向性を示している。これらは基本目標ごとに記載をしている。その後の各基本施策の内容は、割愛をしている。

続いて、第７章 計画推進・進行管理の53ページになる。この第７章は、第７次・第７期計画の策定時に記載が義務付けられており、その際に協議を行っている。第８次・第８期計画においても変わらず計画の推進を目指し、78 施策の振り返りを毎年度実施し、評価、および検証を予定していることから、特に記載の変更はしていない。このことについては、後ほどご意見をいただきたい。

また、先に説明をした第１章についても、今回は協議せずに割愛となっている。他に、第２節の３に当たる計画策定の経過と、第３節 計画策定に関わる制度改正等については、第５回介護保険運営協議会であらためて示し、意見を伺う予定となっている。説明は以上となる。

○介護給付係長　続いて、第２章、第５章、第６章について説明する。まず、第２章 高齢者を取り巻く現状と課題は、６ページから14ページになる。ここは、第３回介護保険運営協議会で原案を示しているが、素案では第１節 立川市の高齢者の状況と、第２節 要介護等認定者サービス利用者の状況という２つの項目を盛り込み、それ以降の第３節 日常

生活圏域別の状況と、第４節 事前調査結果から見た高齢者の現状と意向というアンケート結果の部分は割愛している。

この２つの項目の内容は前回示した内容から大きくは変更していないが、９ページの下の表について、要介護・要支援認定者数を記載したほうが比較しやすいという意見があり、この１行を追加している。また、第２章には表が各ページにあるが、下線を引いた箇所の数字は９月末の数値がまだ確定していないので仮定となっている。１月の介護保険運営協議会までに確定した数値に変更をする予定である。

第５章は 37 ページから 46 ページとなる。第５章も前回の検討会で原案を示しているが、素案では 38 ページの第１節 サービス量の見込みと、43 ページの第２節 保険給付費および地域支援事業費の見込みの２つを盛り込み、それ以降の第３節は割愛している。この２つの項目も前回示したものと大きく変更していないが、利用量や給付費の推計値は、今後発表される国の改正案や、他市の状況も勘案して、第２章同様に１月の介護保険運営協議会で最終決定したものを示す予定である。ただし、大きくは変更しないと思っている。

第６章 介護保険料の設定は、48 ページから 51 ページになる。初めて示すものなので、少し説明させていただく。第６章は、第１節 介護保険料の設定と、第２節 利用負担の軽減の二つの項目で構成する予定であるが、素案では第１節の介護保険料の設定のみの掲載となる。ちなみに今回掲載をしていない第２節 利用者負担の軽減については、第７期の計画にも記載がある高額介護サービス費、施設に入所した場合の食費、居住費等の減額の制度、立川市独自の利用軽減等の説明を記載する予定である。素案に載せている第１節の介護保険料の設定の 48 ページは、前回の検討会で説明しているので省略する。49 ページ以降は介護保険料係長から説明を行う。

○介護保険料係長　49 ページの保険料の所得段階の設定についてだが、国の定めた９段階の標準段階に対して、立川市は 14 段階を設定している。第８期計画では、所得段階や保険料の利率について第７期計画の数字を引き継ぐことを考えているが、国から標準数値が示されておらず、その動向を見て再検討の場合もあるので、このページは検討中となっている。

それでは本日配布した修正版の 50 ページの保険料の基準額をご覧いただきたい。年額の基準額の算定は、示されている計算式の通りになる。年額の基準額は、Ａの保険料収納必要額をＢの保険料予定収納率で割り、Ｃの延べ第１号被保険者数で割ったものになる。Ａの保険料収納必要額は、下に示されている①から⑤の項目の金額を推計し算出している。

①の標準給付費見込み額と、地域支援事業費の見込み額は、素案の 46 ページのそれぞれの推計値の合計金額となっている。この金額を合計した額に第１号被保険者の負担率 23％を掛けて、国から交付されない額と、財政安定化拠出金や、償還金を足し、立川市が積み立ててきた基金で取り崩せる額を差し引いた金額が保険料の収納必要額となる。

昨日、東京都からの通知があり、財政安定化拠出金と償還金が０円となっている。また、介護保険の準備基金は取り崩しをしない想定で算出した結果、収納必要額は 101 億 2,602 万 9,000 円と推計値が出ている。

次にＢの保険料の予定収納率だが、Ａの保険料の収納必要額の金額が算定されても、収納率は 100％ではなく、どうしても未納が出ることになる。実際に収納される保険料の見込み額の割合を設定して、賦課をしなければいけない保険料の総額を算出する。第８期計画では、この予定収納率を 97.5％と見込んでいる。予定収納率の設定だが、年金から天引きされている保険料である特別徴収は 100％の収納で、普通徴収については、過去の実績を勘案して収納率を設定する。平成 31 年度の収納率は 98.7％となっている。過去３年の平均も 98％を超えているが、今後、収納率が悪化した場合に、保険給付費に不足が生じないよう、第８期においても、第７期と同様に 97.5％に設定したいと考えている。

51 ページのＣの延べ第１号被保険者は、第８期計画中の３年間に保険料を負担する第１号被保険者数を想定し、人数は 13 万 7634 人と推定をしている。この人数で賦課しなければならない保険料の総額を割ると、第８期の保険料の基準額が算定される。年額は７万 5,459 円、月額は 6,288 円となる。現時点では保険料の基準額は月額 6,000 円から 6,300 円の範囲で設定することを想定している。ただし、今後、給付費の推計値や国の動向による保険料率、所得段階等の変更、基金の取り崩しなどにより、示した基準額が変動することが見込まれている。確定しない事項が多く恐縮だが、説明は以上となる。

○会長　ただ今の案について、意見はあるか。

○Ａ委員　16 ページと 17 ページにそれぞれ画像が載せられているが、16 ページの下には余白があるので、この画像をもう少し大きくし、画像の中の字を見やすくしていただきたい。

また、保険料は不確定要因が非常に多く、国の数値を使い、最終的に様々なシミュレーションをしてからの話になると思う。感覚的な話を申し上げると、今の試算値は取り崩し額をゼロとした試算値となっており、前回では課長から取り崩しをすると何とか据え置きにできるかもしれないという話もあったので、このことやコロナの環境下であることを勘案し、取り崩しを行って保険料が据え置きにできればと思う。色々大変だと思うが、このことを含んで試算をしていただきたい。

○介護給付係長　16、17 ページについては、空白を使い、多少大きくすることが可能なので大きくする。

○介護保険課長　取り崩しなどを考慮するという意見をいただいた。年明けに介護報酬が制度改正などで変わることが想定されており、これらの数字を考慮し、シミュレーション

することでより精度が上がるので、年明けの第５回介護保険運営協議会で取り崩し額を含めた考え方を示したいと考えている。

○会長　他に意見はあるか。

○Ｂ委員　説明された内容は全般的に納得がいくもので、特に内容について指摘はない。1点、18ページの基本理念は「個人を尊重し、人と人がつながり、住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるまちづくり」となると思うが、末尾の「づくり」が抜けているかと思う。22ページを見ると、基本理念には「づくり」が入っている。以上となる。

○介護給付係長　修正させていただく。

○会長　他に意見はあるか。

○Ｃ委員　25、26 ページの認知症の所で、会長からも話があったと思うが、認知症施策推進大綱に沿ったような言葉がもう少し盛り込まれるとよいと思う。本人発信の支援とか、若年性認知症の方への支援とか、社会参加とか、ダイジェスト版だからこそ、そういった言葉に触れられているほうが安心感はあると思う。

○介護予防推進係長　前々回、前回と認知症の件について、認知症施策推進大綱の中身に踏み込んだ記載があったほうがいいということで修正はしており、19 ページの基本目標２認知症になってもその人らしく暮らせるまちでは、「認知症の早期発見、認知症になっても進行を緩やかにするための予防と、周囲の理解による地域との共生を重視し、認知症施策を推進します」と記載している。

しかし、本人発信というところでは記載や施策が打ち出されていない。今、ご意見いただいた本人発信支援や、若年性認知症に対する支援について、今回の基本施策には施策として明記をしていないが、検討させていただきたい。

○会長　他に意見はあるか。

○副会長　６ページの上の表、年齢３区分人口の推移について、年間に 40 歳以下の方が 400 人から 500 人ずつ減っており、これを踏まえて考えていかなければならないと感じた。

また、12 ページの想定の数字で令和２年度の統計の数字が前回資料と変わっていて、要介護･要支援の認定者数が 8,512 となっている。前回資料より 53 人増えたというのは、それは集計の日付が変わったからという理解となるが、13 ページの令和７年から令和 22 年の要介護･要支援認定率の推移･推計が、後期高齢が大きく増えているにもかかわらず、

21.54%が22.04%となっているが、認定率はこのくらいで済むのかと思う。

○介護給付係長　認定率は大きく変わらないと想定しているが、高齢者の人数は増えていくと推計している。こちらはもう少し精査したいと思う。

○副会長　聞きたかったことは、認定率は後期高齢者が何人いたら何人認定を受けるかということで、国がある程度は認定率をコントロールしていると感じることもあるが、国が出してきたものを入れ込むというより、後期高齢は増えても元気な高齢者も増えるからこのくらいで済むといった、今までの流れの中でこのような推計をしたという理解でよろしいか。

○介護給付係長　はい。

○副会長　続いて、14 ページの上の表には、在宅サービス、居住系、施設サービスを利用している方が並んでおり、下は地域支援事業、予防を利用されている要支援の方が並んでいるが、上のほうはサービス料が入っており、下は介護予防ケアマネジメントも合算した合計値になっている。

　恐らくこのケアマネジメントは、計画を立てている方の数という理解になると思うが、上のサービスを利用している方と合算すると、かなり重複した数字になるという印象がある。上に、例えば、在宅サービスを受けている令和２年の１万 2442 人の方、いわゆる居宅介護支援、要介護のケアマネジメントを利用されている方の数字も含んでいればよいが、下だけを見ると非常に多く見える。この辺りの内訳を教えていただきたい。

○介護給付係長　手元に資料がないため、30 日の介護保険運営協議会の方で説明させていただきたい。

○副会長　また、43 ページも前回資料と照らし合わせると、下の表の令和２年の介護給付費の 11,240,757 と比べ、４行目の居宅介護支援がかなり多い数字に見える。前回の数字は 626,378 だった。下の合計数字とも合わないため、確認していただきたい。

○介護給付係長　合計は大きく変わらないので、入力ミスだと思う。こちらも次回の介護保険運営協議会で修正したものを示す。

○会長　他に意見はあるか。

○Ｄ委員　14 ページのサービス利用者の推移について、先のことまで必ずしも今この場で

言えるわけではないが、施設サービスの計画で言うと、将来の計画は増える予定となっているが、施設を増やして受け入れる方を増やしていくという考え方でよろしいか。

○介護保険課長　施設系サービスの将来推計について、第８期では特別養護老人ホームや老人保健施設の施設サービス系の建設予定計画というのはないが、第９期、第 10 期の中でまた検討する内容であると思う。８年前の平成 24 年度では、特別養護老人ホームの待機者数が立川市は 500 人を超えていた。ここでいくつかの特別養護老人ホームができ、推移としては徐々に減っており、本年の 10 月１日現在で待機者数が 262 人と半分ぐらいには減ってきている。第８期では、多摩 26 市の中で立川市と似たような類似団体の中でも、特別養護老人ホームの比率は立川市が一番高くなっている。

そういったことから、今回の第８期では計画の予定はないが、第９期の中でどうなるかは、今は何とも言えない状況である。

○会長　他に意見はあるか。私からは、35 ページの介護人材の話について、確保と育成、定着を並列して丁寧に書くのは重要だと思う。35 ページには書いてあるが、基本施策や 35 の文章中からは定着という言葉が抜けている。元々、介護人材の確保しか書かれていない所を丁寧に広げてきているとは思うが、定着につながる事業を明確に市としてバックアップしていくようにしていかないといけないと思う。書くのであったら、定着を全部入れてほしく、定着事業は何をするのかという所を施策で挙げたほうがよい。

今の整備計画と連動していると思うが、人材を確保し、それがしっかりと定着し、サービスが持つのかが非常に不安である。なので、定着というのは、バックアップすることであると示さないと、施設を建てる、事業所を開くという話になっていく。一法人、一事業所任せではないという覚悟を出したほうがよいと思う。

また、ここ数ヶ月の急激なコロナの状況から、この３年間はコロナと付き合うことを考えた時に、付け加えられることはないのかと感じる。昨日、清瀬市で会議があったが、今年度の１月ごとの給付状況を種類別に、どの領域がどうなっているのかをスライドで示した。単純に利用が控えられた事業があるということだけではなく、事業者側が対応できないから閉めたり、定員を減らしたり、様々な要因が重なってきている。この状況が続くという前提で、今後の見込みをどうするかというところが議論になっていた。今更書きようがないということもあるが、コロナの状況が続くということを前提とした時に、今の時点で入れられることはないか、どこかメリハリがあったほうがいいのではないかと思う。

昨日の他市の話で申し訳ないが、ある特別養護老人ホームの施設長側から出ていた意見は、感染症対策で手一杯になっている状況で、職員が疲弊している時に、感染が拡大しないために市としてできることは何かという話があった。当然その場で答えが出るわけではないので、話になったというだけだが。

国と東京都に期待できることは限られていると思うので、市内の事業者に対して市は

何ができるのかということを、３年間の長期的な展開として、１つ１つの実際の事業展開を入れ込めることはないのかと思った。

○介護保険課長　以前計画策定等調査検討会の中で、介護現場を離れた方の復職や外国人への支援が大事ではないかと意見をいただいた。今までやってこなかったが、第８期の中では、市内のハローワークと連携を強め、ハローワークと通じ合うことが、介護現場に経験者が復職することにつながるのではないかと考えている。まずは、復職などに力を入れ、就職相談会、面接会などを実施する中で、人材の確保、育成、定着にはどういった事業が必要か検討していきたい。

○事業者係長　前回、基本目標８介護保険制度の適正な運営の介護人材の確保・育成・定着に、介護離職を防止するための説明会、セミナー等を開催することを追加したため、定着というものを追加した。今回、指摘のあった 35 ページには、そのことが記載されていないので、追加をさせていただく。

また、定着について、計画上載せていることとしては、都の補助制度をなるべく活用し、センサーやＩＣＴ機器を購入して現場に導入することである。今年８月にオープンしたグループホームだが、メモリースキャンという機器を導入した。これは、各ベッドにセンサーが付いており、その方が寝ているか、起きているか、あと心拍数がどうなのかというのを、パソコンやスマートフォンで職員が見ることができる。部屋を１つ１つ回らなくても、夜勤の方が効率的に現場の状況を把握することができ、そういったことが定着につながるのではないかと思っている。35 ページについては、こういった記載が足りていないので、訂正させていただく。

感染症対策の長期的な視野について、コロナの流行が今年末にかけて広がっていく中で我々がやっていたのは、国や都の施策に対してどうするのかがメインだった。その中で、都や国の補助制度を用いて市独自でやったものもある。今回、立川市内の介護事業所に 30 万円給付金として出しており、そういったアイデアは出しているが、計画的に何かやるというところまでは至っていない。もう一度検討し、計画に載せることができたら報告をさせていただく。

○会長　他に意見はあるか。

○Ｂ委員　43 ページの第２節 保健給付金とあるが、福祉保健部の「保健」という漢字になっているが、ここは介護保険の「保険」ではないのか。

○介護給付係長　修正をさせていただく。

○会長　他に意見はあるか。

○副会長　先日、私の運営している事業所も初めて介護保険事業の実地指導を受けた。その中で感じたことは、この世界で 20 年間やっているのでベテランのつもりではいたが、ベテラン過ぎて、丁寧さに欠ける部分があると反省させられるような指導を受けた。例えば、ベテランになると料理を作る時に目分量でやることがあるが、今の実地指導において、できているかどうかの判断は、書類の作成が非常に重要となる。目分量では駄目で、必ず計量カップを使い、記録に残していくことを１つ１つ積み上げ、日々事業運営をすることが質の高さに繋がる。そのことは理解できているが、実際に指摘されて、指導されたとおりにやり始めると、慣れていないのもあり、ものすごく時間がかかることがわかる。

これは私だけではなく、職員にもお願いをすると、論理的思考が得意な者だけではなく、パソコンが不得意な者もおり時間がかかる。これを考えると、人材確保と人材定着、育成の中で、介護保険事業は書類が多いことを感じる。正直、書類に費やす時間が、残業や徹夜になり、日々それをしっかりやれればよいが、人と触れ合いたいという気持ちで入ってきた方が、いざ運営をしてみると全員書類の作成に追われる日々になっている。みんな疲れてきており、これは質の高いケアを提供する意味では、本当に意味があるのか、他の仕事のほうがよいと思い始める方も、経験を積めば積むほど増えてくる。

新聞報道にもあるが、一般の給与に比べると介護職は年収が 100 万ぐらい低いというのもある。私にも子ども達がいるが、子どもにとってなりたい職業の一番は地方公務員になっている。地方公務員との給料の格差、生涯賃金で計算すると、退職金も含めると、高卒の地方公務員よりも生涯賃金で１億円ぐらい低いというのが介護職になる。そうなると、その職で一生やるという思いが正直なかなか出ないところがある。ずさんなのは良くないと思うが、合理的にできることがあれば、書類を少なくするなど検討していただきたい。

実地指導は、定期的に各事業所を回って質を高めることは必要だと思う。今回は個別の実地指導なので、１カ月前に書類の用意に関する通知があった。しかし、地域密着型になり、保険者が実地指導をやっているが、集団指導なしに個別指導となると、聞かれることがわからないまま、これを見せてくださいという話になる。地域密着型のサービスに関しては、私のように長年目分量でやっていて、新たなＱ＆Ａや通知が出てきてもなかなか目を通せない人に対して、市として集団指導を行い、その上で個別の実地指導をするようにすると、気を付ければよいこともわかる。

もう一つは、書類なり記録を簡素化したいので、保険者が考えるだけではなく、事業者と一緒に考えながら、この部分はこういう形で補えるのではないかといったことを考えていただきたい。なので、サービス事業者の連絡会や実地指導をしていく仕組みづくりを一緒にやっていきたいと思うので、協力をお願いする。

○会長　ＩＣＴについて、清瀬市など他の自治体でも出ていたが、はんこレス、ペーパーレスはもっと検討できないか。これが最終的に現場に下りてくることが大きな負担になっているという話もあり、国の方針でも話が出てきているので、事業として書く部分ではないと思うが、どこまでペーパーレスやはんこレスでいけるかをぜひ検討していただきたい。

○事業者係長　実地指導検査は、市内の事業所にご協力いただいて感謝している。厚生労働省が進めている保険者機能強化推進事業において、実地指導検査を強化する大きな方針がある中で取り組みをしている。私も去年は結構実地指導検査に行き、一職員として思ったことだが、現場の方は頭の中である程度、情報を処理して、それをサービス提供につなげているということを確認させていただいた。その中で、書類が充実すればするほどよいかというわけではないが、最低限求められるものを揃えておかないと、利用者から説明を求められたときに対応できなくなるという問題もあり、上手くバランスを取る必要があると個人的には思っている。書類ばかり揃えるよりも、サービス提供の質を上げながら、上手くそういったものも整理していく。

　ペーパーレスについては、いろいろな施設を見ていると、パソコンに入力して紙で打ち出しを必ずしもしていないという実態もあり、進んでいると感じている。集団指導は、個人的な考え方としては今年中にやりたかったが、コロナ禍では人を集めるということも難しく、対策も十分にできていない。次にやる機会があるとしたら、制度改正において、新しい制度について説明をするときに実質的な集団指導ができると思っている。実際、実地指導検査をやっていて指摘項目で一番多いのは、30 年度の制度改正に関することなので、本来はそれを毎年どこかに時間を設けて繰り返ししたかった。書面では通知しているが、説明しながら伝える機会が必要だと認識しており、次の機会には、制度改正のときに、どこがポイントなのか、そこのポイントを逃してしまうとどういうふうになってしまうのかということを丁寧に説明していきたいと思う。

○会長　他に意見はあるか。まだまだあるかもしれないが、細かいところのご指摘等もあれば、連絡をいただければと思う。大筋では、この素案でいくことになると思うのでよろしくお願いしたい。

【４　事務局からの連絡等】

○会長　本日は予定した協議事項は終了したが、事務局から連絡事項はあるか。

○介護給付係長　本日をもって計画策定等調査検討会は終了となる。引き続き、介護保険運営協議会への出席についてお願いする。次回の運営協議会は、11 月 30 日月曜日、時間は午後３時、市役所の１階 101 室で開催させていただく。事務局からは以上となる。

【５ 閉会】

○会長　これをもって、第５回計画策定等調査検討会を終了する。

午後５時04分　閉会